

令和元年度 下半期
四国中央市水道事業
業務状況説明書

令和元年 10月 1日から
令和2年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

令和元年度下半期（令和元年10月1日～令和2年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------	---

1 事業の概況

給水件数 39,648件 (令和2年3月31日現在)

年間総給水量 10,264,053 m³

1日平均給水量 28,044 m³

主な建設改良事業 (消費税込み)

中田井浄水場等更新整備・運営事業 (更新整備業務) 2,886,314,240円

中田井配水池系耐震配水本管布設工事 169,607,000円

柳瀬水系取水導水施設更新詳細設計業務及び基本設計再評価業務 19,577,000円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,836,990,000	1,831,721,020	99.7
うち給水収益	1,813,500,000	1,801,381,820	99.3
営業外収益	328,980,000	435,402,715	132.3
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,166,000,000	2,267,123,735	104.7
営業費用	1,801,458,000	1,741,963,210	96.7
営業外費用	205,253,000	171,948,774	83.8
特別損失	303,000	27,870	9.2
予備費	3,066,000	0	0.0
支出合計	2,010,080,000	1,913,939,854	95.2

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	100,680,000	80,511,000	80.0
企業債	3,106,000,000	2,690,000,000	86.6
負担金	256,453,000	256,019,173	99.8
工事負担金	4,500,000	4,472,777	99.4
固定資産売却代金	767,000	0	0.0
収入合計	3,468,400,000	3,031,002,950	87.4
建設改良費	3,799,398,600	3,325,162,989	87.5
企業債償還金	740,892,000	740,891,726	100.0
負担金	152,029,000	134,985,388	88.8
予備費	4,090,000	0	0.0
支出合計	4,696,409,600	4,201,040,103	89.5

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和2年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	43,909 件
(2) 年間総給水量	11,589,000 m ³
(3) 一日平均給水量	31,751 m ³
(4) 主な建設改良事業	

- ア 中田井配水池系耐震配水本管布設工事
- イ 中田井配水池系東部地区配水本管布設工事
- ウ 土居地域遠隔監視システム整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,332,770 千円
第1項 営業収益	1,979,616 千円
第2項 営業外収益	353,124 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,294,400 千円
第1項 営業費用	2,006,933 千円
第2項 営業外費用	281,815 千円
第3項 特別損失	1,235 千円
第4項 予備費	4,417 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額769,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,190千円及び過年度分損益勘定留保資金696,810千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	823,400 千円
第1項 補助金	111,103 千円
第2項 企業債	427,400 千円
第3項 負担金	278,724 千円
第4項 工事負担金	5,500 千円
第5項 固定資産売却代金	673 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,592,400 千円
第1項 建設改良費	742,958 千円
第2項 企業債償還金	740,152 千円

第3項 負担金	104,261 千円
第4項 予備費	5,029 千円
(特例的収入及び支出)	

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,150千円及び880千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 427,400	証書借入又は証券発行	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 260,145 千円

(2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,590千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。